

雇用調整助成金 申請アドバイスいたします



新型コロナウイルス影響で休業や時間短縮、従業員調整を余儀なくされている事業主様、複雑な助成金申請のアドバイスをいたします。
(特例措置により令和2年1月24日以降の休業について令和2年8月末まで申請が延長されています)

支給対象の基本的な要件

①休業時に新型コロナウイルスの影響等により売上が下がっている(生産量、受注量、顧客数等)

※4月より前に開始した休業(10%減) 4月以降開始の休業(5%減)

②従業員を休ませて休業手当を支払っている(今後休ませることを考えている)

③一定規模の休業をさせている

※その他にも要件があります

雇用調整助成金とは、一定の売上等の減少により事業の縮小を余儀なくされた事業所を対象に、従業員を休業させ休業手当を支払った場合に国から支給される助成金です。(上限15000円/1日)

こんなお悩みにお応えします

- ・内容が複雑でよく分からない
- ・うちは助成金の対象になるの？
- ・売上が下がっているので雇用調整をして雇用を維持したい(休み方アドバイス)
- ・休業を利用し、スキルアップ目的の教育訓練を従業員に受けさせたい
- ・申請書の書き方や申請方法を知りたい

お申込み方法

info@jwlea.com

メールに以下の内容をご記入の上お申し込みください。

2営業日内にお返事させていただきます。

○件名：雇用調整助成金申請サポート

○事業所名 ○ご担当者様氏名 ○連絡先(電話・メール)



場所

オンライン・電話面談
訪問・弊社会議室利用の中から選択

時間

ご相談1回1時間まで

料金

1回 5500円(税込)
訪問の場合、交通費の実費をいただきます

面談前にお電話で簡単な聞き取り(電話又はメール)をさせていただきます、面談のお約束をさせていただきます。

申請書作成のご依頼はご相談ください(別途料金設定あり)

JWLEAとは

皆様の「いきいき働く、いきいき生きる」の実現を支援する一般社団法人です。コンサルティングは、労働法、メンタルヘルス、キャリア形成に関する専門家が行います。



「We are with you!」

東京都渋谷区恵比寿2-28-7
秀マンション1432号

<https://www.jwlea.com>

社会保険労務士 宮浦